

令和3年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備 考
教育委員会（教育総務課）			
<p>二重契約について（契約）</p> <p>乾電池の回収業務で単独で見積をとり随意契約で施行していたが、先のじんかい収集業務の契約の中で乾電池については単価を定められており、二重契約となっていた。この度は同事業者、同額の単価での施行であったが、先の契約が優先されるべきで、適切な事務に努められたい。</p>	<p>今後は適正な事務処理を行います。</p>	<p>R4. 1. 25</p>	
教育委員会（学校教育課）			
<p>予算執行に係る事前審査について（支出）</p> <p>予算執行に係る書類の事前審査制度において、委託料並びに使用料及び賃借料は出納室及び行財政改革課への事前審査・合議の対象費目と規定されているが、契約締結日から1～2か月を経過して支出負担行為書伺が出納室に届けられたものが複数あった。契約の始期からこのような長期間経過している案件を、契約日当初に遡って起案することは、事前審査制度を形骸化する事務処理であり認められない。このことについては、前回の定期監査においても指摘していたことである。当該制度の趣旨を尊重し、適切な時期に起案して審査・合議を受けるよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>改めて事前審査制度について、その対象予算科目・内容を確認するとともに、適切な時期に起案して審査・合議を受けるように事務処理を行いました。</p> <p>今後は適切な事務処理を行います。</p>	<p>R4. 1. 25</p>	
<p>備品管理について（財産）</p> <p>備品については、現物と帳簿の定期的な照合が財産規則に定められているが、備品台帳を確認したところ、所在不明のもの、所管替えされていないものがあった。</p> <p>実態に即した台帳となるよう早急に整理されるとともに、備品の異動・処分等にあたっては速やかな台帳記載、現物と帳簿の定期的な照合を実施されたい。</p> <p>なお、適正な備品管理については、前回の監査でも当課に対して指摘してきたところである。関係規則を今一度確認の上、備品管理の事務改善を徹底されたい。</p> <p>（鳥取市財産規則第37条、40条、41条、42条）</p>	<p>備品管理については、新規取得登録427件、異動1,033件、処分985件の整理を行いました。</p> <p>今後は現物と帳簿の定期的な照合を実施し、備品管理を適正に行います。</p> <p>なお、今後の学校備品については、財務会計システムとは別途に備品管理システム（アクセス）で管理することとします。</p>	<p>R4. 1. 25</p>	

令和3年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備 考
教育委員会（文化財課）			
<p>国・県補助金の調定について（収入）</p> <p>国及び県の補助金について、補助金交付決定通知書を受領してから5か月近く経過した後には調定しているものが見られた。不適切な調定処理については前回及び前々回の定期監査でも注意事項としていたが改善されていない。</p> <p>調定は、地方自治法第231条等の規定に基づき、内容確認のうえ市が受け入れるべき金額として整理、確定するものであり、交付決定通知書受領後には遅滞なく調定処理するよう事務改善を厳に徹底されたい。</p> <p>（地方自治法第231条、会計規則第13条）</p>	<p>国及び県補助金について、補助金交付決定通知書を受領後遅滞なく調定事務をするよう改善しました。</p>	R4. 1. 25	
教育委員会（生涯学習・スポーツ課）			
<p>地区体育館使用料について（収入）</p> <p>地区体育館使用料は、施設使用料収納事務委託契約に定める体育館の利用状況報告書を毎月受託者に提出させ、算定することになっている。しかしながら、本監査時点においても、一部地区体育会等から使用料の算定根拠となる報告書を提出させていない。このことにより、本来納付されるべき使用料が納付されておらず、実施すべき徴収事務が行われていない。このことは前回、前々回の定期監査でも指摘したことであるが、改善が見られない。適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>令和3年度の利用状況報告書について、未提出の体育会に指導を行い、すべての体育会において報告書の提出、調定、納付書の送付をし、納付を確認しました。</p>	R4. 1. 25	